

# みやこ町体育施設利用注意事項

## ① 予約申請について

- 施設の予約は利用日の1ヵ月前（利用予定日のひと月前の同日）から行うことができ、利用申請書の提出及び利用料金の支払いをもって本予約となります。

○詳細は下記の例をご覧ください。

例	利用予定日	予約可能日	備考
①	5月10日	4月10日～	※②④のように、利用予定日のひと月前が31日まで無い場合は、予約可能日はその月の最終日からとします。
②	5月31日	4月30日～	
③	2月2日	12月28日～	※③のように、利用予定日のひと月前が休館日（毎週月曜日及び年末年始）の場合は、予約可能日は前開館日からとします。
④	3月31日	2月28日～	

※予約受付時間は各施設の開館時間から閉館時までとします。

## ② 利用時間について

- 利用開始時間（準備等含む）については、原則**9時**からとなります。

（やむを得ない理由で利用開始時間前から利用したい場合は、**許可が必要**なため「早朝開場願」を生涯学習課体育係に提出してください。）

## ③ 使用料金・照明料金について

- 使用料金は**利用申請書提出時にお支払い下さい**。但し、照明料金及び冷暖房料金は当日でもかまいません。（野外施設については、雨天等で使用できない場合がある為、当日の利用前に料金のお支払いをお願いします。）

## ④ 予約のキャンセルについて

- 原則、使用料金の**返金は出来ませんが、利用日の5日前（利用日含む）までに**施設に連絡をしていただければ、振替等の対応をいたします。

※ただし、振替は原則キャンセルした利用日の1ヵ月先までとし、3月から4月の年度を超えての振替は原則行いません。

また、施設使用料と照明、空調料を分けて振り替えることはできません。

- 利用当日に自然災害等（台風・積雪・大雨・地震など来場に危険を伴う場合）により施設が閉館し利用できなかった場合は、使用料金の返金または振替の対応とさせていただきます。